

三条市立上林小学校 いじめ防止基本方針

＊令和４年８月追記

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（H25 年法律 71 号）が公布された。これを受けて上林小学校では、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため同法第 13 条の規定に基づき「上林小学校いじめ防止基本方針」を作成し、これを推進する。

1 定義

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、法第 2 条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※１}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※２}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様^{※３}があることから、いじめに該当するか否かを判断する際は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※１ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※２ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※３ 「多くの態様」の例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする

（２）いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第 2 条 2 項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」^{※４}とされている。

※４ 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

2 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は、国、県、市、地域住民、家庭、その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ防止のための手立て

(1)いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

- いじめは、いじめる側(傍観者も含め)による、いじめを受けた児童に対する人権侵害問題と明確に認識して対応に当たる。
- アンケートに基づく教育相談を行い、いじめの早期発見と対応のための情報収集を行う。
- 年間の活動を通して、児童にいじめ防止のための基本的な資質を育成する。
- 個々の活動の中にいじめ防止の視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、S G EやQ Uを活用した学級経営の充実と個々の活動を推進する。

期	生 活 目 標 指 導 事 項	関連事項
I 4 ・ 5 月	◎気持ちのよいあいさつあふれる上林小にしよう ○みんなで協力してがんばろう ・きまりをまもろう。（「上林っ子の約束」等） ・運動会で力を合わせよう。	・学級開き ・地区子ども会 ・集団下校 ・連休前指導 ・子どもを語る会 ・運動会 ・教育相談（全児童）
II 6 ・ 7 月	○きまりを見直して、落ち着いて学習しよう ・杉の子ウォークラリーで協力しよう。 ・廊下や階段を静かに歩こう。 ・1学期を振り返ろう。 ・夏休みの計画を立てる。 ・地域行事への参加・規則正しい生活	・生活アンケート① ・Q U① ・児童会（生活の題を考える場の設定等） ・杉の子ウォークラリー ・地区子ども会 ・夏休みの指導 ・いじめ見逃しゼロスクール朝会

Ⅲ 9 ・ 10 月	○めあてをもって、最後まで取り組もう ・持久走に向けてがんばろう。 ・後始末や清掃をしっかりする。	・パトロール ・Q Uの結果を共有する会 ・持久走記録会 ・中学生によるあいさつ運動(小中一貫) ・生活アンケート② ・教育相談②(全児童) ・文化祭準備 ・いじめ見逃しゼロスクール集会
Ⅳ 11 ・ 12 月	○かわりを大切にして、笑顔ですごそう ・友だちをもっと知ろう。 ・地域をもっと知ろう。 ・冬休みの計画を立てる。	・Q U② ・冬休みの指導 ・集団下校 ・Q Uの結果を共有する会 ・もちつき交流会
Ⅴ 1 ・ 2 ・ 3 月	○ありがとうの気持ちを持ち、1年間のまとめをしよう ・お世話になった人などに感謝の気持ちを表そう。 ・1年間を振り返ろう。 ・春休みの過ごし方を考える。	・教育相談(必要に応じて) ・六年生を送る会 ・地区子ども会 ・集団下校

(2) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、児童が、自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学級風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の有りかたに細心の注意を払う。

＜具体的な取組＞

- ・ 社会性の育成・・・小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動（いじめ見逃しゼロスクール集会他）（杉の子班活動、杉の子ウォークラリー他）（SSTの実施等）（文化祭でのボランティア等）
- ・ 自治能力の育成・・・児童会活動、登校班での登校、各学年での下校
- ・ 学級づくり・・・構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実（振り返り活動）、係活動・当番活動の充実、QUにかかる取組（河村茂雄著書参考）による計画的実践
- ・ 授業づくり・・・関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、三中学区「コンパス」の徹底
- ・ 道徳教育・・・体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にすることの育成、道徳の教科書や資料の活用

4 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

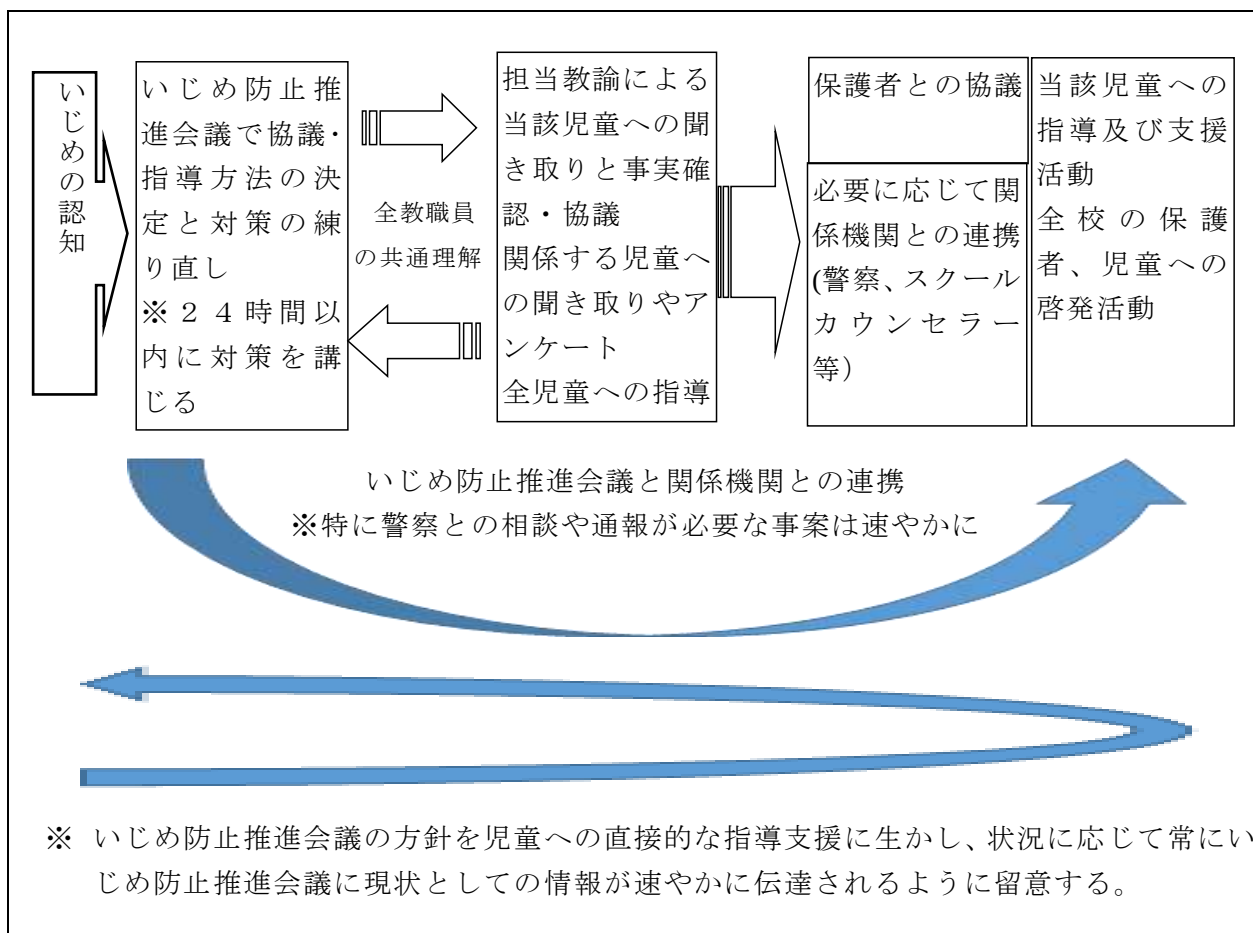
＜具体的な取組＞

- ・ いじめ実態調査・・・定期生活アンケート、休み時間の過ごし方の把握
- ・ 教 育 相 談・・・定期教育相談の実施、声かけ運動の実施
- ・ Q-U・・・学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断
- ・ カウンセリング・・・スクールカウンセラーの活用

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



6 いじめ防止等のための組織

(1) 名称

この組織を「上林小学校いじめ防止推進会議」とする。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、学年部主任、生活指導主任、養護教諭、警察のスクールサポーター、スクールカウンセラーを構成員とする。

※ 事案によっては学識経験者や PTA 役員、自治会役員等を特別構成員とする。

※ スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなどして、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査・聴き取り調査などにより、事実関係の把握といじめ

があるか否かの判断を行う。

- ・保護者や関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、指導や支援の体制・対応の方針を決定する。

7 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 「いじめにより」学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合。

※ 「いじめにより」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われたいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産の重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

＜状況の例＞

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするために調査を行うものとする。その場合の調査の実務は、教育委員会の指導を受けて学校が担当する。

※ 教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

(3) いじめが原因で不登校状態になった児童への対応

① 初期段階アセスメント

ア 欠席理由や必要な支援の見立て

- 第1段階：欠席1日目～・・・学級担任による対応
 - ・ 欠席理由の把握
 - ・ 学級担任等による電話連絡や家庭訪問の実施
- 第2段階：連続欠席3日目～・・・校内で情報を共有 ※遅刻・早退も加味
 - ・ 養護教諭等が、連続欠席3日～の児童をチェック、管理職へ状況報告
 - ・ 状況に応じて、周囲の児童や保護者、教職員等にも聴取するなどして不登校の原因や背景の把握に努める。
 - ・ 今後の対応方法を検討するとともに、児童や保護者とつながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施
- 第3段階：連続欠席や1ヶ月通算欠席20日目～
 - ・ サポートチームを結成しての支援、教育委員会の支援

イ 個々の児童の置かれた状況判断と個別支援

- 不登校の原因や背景となった要因を検証、解消。
- いじめが背景にある場合、いじめの解消に向けて迅速に対応。
- 「いじめにより相当の期間(年間30日を目安)欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」に該当する状況となった場合、いじめ防止対策推進法第28条に基づく「重大事態」としての必要な措置。(「重大事態の措置」の具体的な対応へ)

ウ 個別の支援方策を検討

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 無気力 ・ 情緒的混乱 ・ 遊び、非行 | } | 傾向に応じた対応の検討 |
|---|---|-------------|

エ 適応指導教室、関係機関との連携

(4)「重大事態の措置」の具体的な対応(不登校)

① 教育委員会への発生報告・・・教育委員会を通じて市長へ

- ア 被害児童の氏名・学年・性別
- イ 欠席期間・その他児童の状況
- ウ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

② 調査主体の判断

- ア 学校の設置者において調査主体(三条市又は学校)を判断する。

③ 調査組織の設置

- ア 学校の設置者が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。
※専門的知識及び経験を有する学校外の専門家の参加に努める。

④ 調査の実施

- ア 主に聴き取りによる調査を想定。
- イ 聴取の対象者は、当該児童、保護者、教職員(学級・学年・関係する教職員等)関係する児童を想定。
- ウ 聴取内容は、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情やどうの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等。

⑤ 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

- ア 重大事態の発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。
(不登校の児童への聴取を申し入れたが)実施できなかった場合などには、その旨も記載する。)
- イ 調査期間中に当該児童が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめる。
- ウ 聴取した内容を踏まえて、当該児童が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

⑥ 当該児童・保護者への情報の適切な提供

- ア 聴取結果（及び今後の支援方策）について、当該児童及び保護者に説明する。
- イ 希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果に添えることができる旨を説明する。

⑦ 聴取の結果等を地方公共団体の長等に報告

- ア 聴取の結果、⑤の内容を書面にて地方公共団体の長等に報告。
- イ 地方公共団体の長等による再調査があれば、調査実施に協力する。

8 配慮が必要な児童について

- 障害のある児童が関わるいじめについては、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童については、慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者、医療従事者をはじめとした対策に携わっている方を家族に持つなど、感染症に関わる児童については、からかいや冷やかしの、情報の拡散など不安を抱えての登校となる。学校は、日頃から感染症に関わるいじめ、誹謗中傷、差別の防止について、このような事態が絶対に起きないように児童や家庭に対する啓発活動を継続的に取り組む。

9 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止に関わる職員研修を計画的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会委員、PTA、同窓会、上林ひまわりコミュニティ21、自治会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関連機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等に係る上記取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。

< 聴取結果等とりまとめ・報告事項の様式 >

- 1 当該児童
（学校名）
（学年・学級・性別）
（氏名）
- 2 欠席期間・当該児童の状況
- 3 調査の概要
（調査期間）
（調査組織）
（外部専門家が調査に参加した場合は該当者の属性）
- 4 調査内容
 - ① 当該児童・保護者
 - ② 教職員
 - ③ 関係する児童・保護者
 - ④ その他
- 5 今後の当該児童生徒への支援方策